

在留カードの

ご利用できます！！

後日
交付！

申請等取次者証明書

届出済証明書

をお持ちの方が対象です。

(運用開始日：2020年12月14日から)



在留カードの交付を伴う申請結果の受領方法について

在留カードの交付を伴う申請（在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請、在留資格取得許可申請、永住許可申請）に係る結果の受領には以下の方法があります。

方法① 即日交付

申請に係る結果通知書及び必要書類を持参の上来庁願います。



東京出入国在留管理局 2階Aカウンターで在留カードを即日交付します。



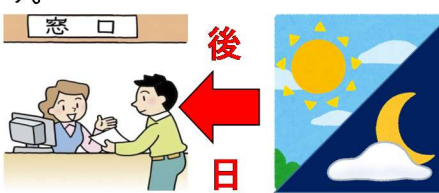
即日
交付

方法② 後日窓口交付 **NEW**

申請に係る結果通知書及び必要書類を持参の上来庁願います。



後日、東京出入国在留管理局 2階Aカウンターで指定日に在留カードを交付します。

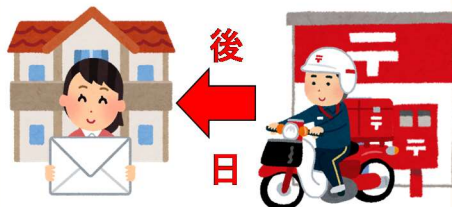


方法③ 後日郵送交付 **NEW**

申請に係る結果通知書、必要書類及び赤いレターパックを持参の上来庁願います。



後日、東京出入国在留管理局から郵送で在留カードを交付します。



こんなメリットが

1

待ち時間を大幅に短縮できる！！

2

即日でも後日（郵送）でも受け取りOK！！



東京出入国在留管理局

Tokyo Regional Immigration Services Bureau

制度に関する詳細については、出入国在留管理庁のホームページを確認してください。

For details of the systems, please check the Immigration Services Agency website!

<http://www.moj.go.jp/isa/about/region/tokyo/index.html>



※本制度は、東京出入国在留管理局（品川庁舎）における措置であり、その他の官署において利用できるものではありません。

案内書

これまで申請等取次者(申請等取次者証明書・届出済証明書をお持ちの方)に対しては、4階Fカウンターにおいて在留カードの後日交付手続を行っていましたが、2023年10月31日(火)より、2階A2カウンターにおいて、申請等取次者を対象とした在留カードの後日交付手続を実施することとしました。

<2023年10月31日以降の取扱い>

以下の取扱いに変更いたします。

【現行】

- ① 即日交付を希望 → 従来どおり2階A2カウンターで受付。
同日2階A4カウンターで受取。
- ② 後日交付により窓口受取 → 4階Fカウンターで受付。
後日交付指定日(※)に4階Fカウンターで受取。
- ③ 後日交付により郵送受取 → 4階Fカウンターで受付。
後日交付指定日(※)に郵送され受取。

【新規】

- ① 即日交付を希望 → 従来どおり2階A2カウンターで受付。
同日2階A4カウンターで受取。
- ② 後日交付により窓口受取 → 2階A2カウンターで受付。
後日交付指定日(※)に2階A2カウンターで受取。
- ③ 後日交付により郵送受取 → 2階A2カウンターで受付。
後日交付指定日(※)に郵送され受取。

後日交付指定日は原則として、月・火曜日に受け付けたものは翌木曜日、水曜日に受け付けたものは翌金曜日、木・金曜日に受け付けたものは翌火曜日となります。

※ 受付日の翌日から後日交付指定日の間に祝日がある場合については、別途お知らせします。

※ GWや年末年始の休暇等、大型連休期間に係る後日交付受付日及び後日交付指定日の取扱いについては、別途お知らせします。

★ 在留カードの後日交付を希望するにあたって、以下の事項に留意してください。

1 利用可能者

申請等取次者証明書又は届出済証明書を所持している者(以下に掲げる者)

- ・ 行政書士・弁護士で届出済証明書の交付を受けている者
- ・ 企業職員(実習実施者、監理団体、研修事業実施機関及び研修生受入れ機関の職員を含む。)
- ・ 登録支援機関職員
- ・ 公益法人職員
- ・ 旅行業者

2 後日交付の対象範囲

(1) 後日交付の対象となるもの

在留カードの交付を受ける中長期在留者

(2) 後日交付の対象とならない事例

ア 今回の審査の結果、新たに在留カードが交付されず、旅券へ証印シールが貼付される処分がなされる場合(3月以下の在留期間が決定された場合等)

(例) 「留学(1年)」(在留カード)→「特定活動(3月)」(証印シール)

「特定活動(2月)」(証印シール)→「特定活動(3月)」(証印シール)

イ 単独の資格外活動許可

(注) 在留カードの交付と同時に資格外活動許可処分を受ける場合は、窓口受取のみ可。

ウ 就労資格証明書交付を伴うもの

エ 再入国許可を伴うもの

オ 前回許可時に上陸の拒否の特例の通知書が交付されているもの

(注) 在留資格「特定活動」等の「指定書」とは違います。

カ 特例期間満了日又は特例期間が発生しない者については在留期限まで2週間を切っているもの

(例) 受付日が11月1日の場合、期限が11月15日以降であること

キ 出生を事由とした在留資格取得許可申請においては、満了日(出生日から60日)まで2週間を切っているもの

ク 出生以外の事由により在留資格取得許可申請に及んだもの

ケ 申請人本人が出国中のもの

コ 有効な旅券又は在留カードを所持していないもの(出生を事由とした在留資格取得許可申請を除く)

3 郵送受取の対象外となるもの

在留カード交付時において、旅券への措置が伴うものについては、郵送受取の対象外となります。

- (例) 資格外活動許可の証印シールを貼付する場合
従前の許可が証印シールであった場合
「短期滞在(90日)」→「技術・人文知識・国際業務(1年)」等
資格外活動許可の取消しを伴う在留資格変更許可の場合
「留学」(資格外活動許可あり)→「技術・人文知識・国際業務」等

4 後日交付手続の際に提出いただくもの(別添のセット方法を参照)

(1) 共通

ア 後日交付対象者リスト

(注) 窓口受取と郵送受取があるときは、それぞれ提出してください。

イ 手数料納付書(収入印紙貼付、申請人の記名のあるもの)

(注) 在留資格取得許可、資格外活動許可は除きます。

ウ 旅券

(注) 旅券については確認後、即日返却します。

エ 旅券の写し

(注) 身分事項に係る頁。なお、記載事項変更及び有効期限の延長がある場合は、その内容が確認できる頁も提出してください。

オ 在留カード

カ 在留カードの写し

(注) 当局で後日交付手続中であることを示す印を押印した後、即日返却します。

キ 通知書(はがき)

ク 申請受付票

ケ レターパック(赤)(郵送受取を希望する方のみ)

(注) レターパックライト(青)では受付できませんのでご留意願います。

(2) 以下の場合、別途提出が必要となります

ア 旅券の身分事項等に変更がある場合

→在留カード記載事項変更届書(既に在留カードが交付されている場合)、旧旅券及び疎明資料

(例) 婚姻により氏名が変更となった場合、婚姻関係を証明する書類も必要となります。

イ 16歳になる誕生日の前日までの期間が6か月未満の場合

→在留カード有効期間更新申請書

ウ 今回新たに在留カードに漢字の併記を希望する場合

→在留カード漢字氏名表記申出書及びそれに係る疎明資料(原本)

エ 出生を事由とした在留資格取得許可申請において、申請人が有効な旅券を所持していない場合

- 旅券が未取得である理由書(出生用)
- オ 提出物・申請書類等により申請書の写真が申請受理日より6か月以上前のものと推定される場合
→新しい写真を貼付した写真提出書
- カ 申請時と後日交付受付時において取次資格者が異なる場合(キに掲げる場合を除く)
→依頼書
- キ 受入れ機関等の職員が在留諸申請を取り次いだ場合で、当該職員と異なる同一機関の職員が在留カードの受領のみを取り次ぐ場合
→受領証(依頼書がある場合には不要)

≪依頼書及び受領証のダウンロードはこちら≫

法務省 HP(申請と在留カードの受領を別々の方が行う場合について)

https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nyuukokukanri07_00252.html

5 後日交付受付時に御協力いただきたい事項

- (1) 旅券の写し及び在留カードの写しを添付した「後日交付対象者リスト」を提出してください。
- (2) 上記(1)以外の提出物については、上記リスト順に並べて提出してください。
- (3) 受取方法(窓口受取または郵送受取)を必ず選択して職員にお伝えください。
- (4) 職員が提出物の確認を行った後、後日交付手続中であることを示す印(日付あり)を押印した後日交付対象者リストの写し及び在留カード写しのほか、旅券を返却しますので、必ず受け取ってください。
(注) 後日交付受付時に返却した在留カードの写し(上記(4)により押印のあるもの)については、新たな在留カードが交付されるまでの間、申請人に携帯させてください。

6 後日交付による在留カードの受取時に御協力いただきたい事項

(1) 窓口受取を希望した場合

- ア 受付時に交付した「後日交付対象者リスト」とともに、旅券を同リスト順に並べて提出してください。
- イ 旅券、旧在留カード及び新在留カードをお受け取りください。
- ウ 新在留カードの記載内容に誤りがないか必ず確認してください。

(2) 郵送受取を希望した場合

- ア 旅券、新在留カード及び旧在留カード(穿孔処理済)をレターパックで郵送します。
郵送されたもののうち、指定書が同封されているものについては、必ず旅券に添付してください。
- イ 旅券、旧在留カード及び新在留カードをお受け取りください。
- ウ 新在留カードの記載内容に誤りがないか必ず確認してください。

7 注意事項

- (1) 後日交付受付時に、上記4の資料等が提出されていない又は不備がある場合のほか、受付後に後日交付ができない事情が明らかになった場合は、在留カードの作成を行うことなく、提出物を返却させていただきます。
- (2) 後日交付受付後に追加書類の提出及び受取方法の変更はできません。
- (3) 窓口受取を希望する場合、後日交付受付時と指定日の受取時は同じ申請等取次者が対応してください。
- (4) 在留期間更新許可申請等における申請受理時に16歳の誕生日の前日まで6か月以内にあり、16歳の誕生日の前日の前までに在留カードが交付される場合で、「在留カード有効期間更新申請書」の提出がない場合は、16歳の誕生日の前日までの在留カードが交付されることとなりますのでご注意願います。

後日交付をご希望の申請等取次者の皆様へ 提出物のセット方法につきまして

事前に次の1及び2のようにご準備の上、受付窓口へ提出してください。

1 後日交付対象者リスト、旅券、在留カードの写し

後日交付対象者リスト

郵送受取

氏名

申請番号

氏名	申請番号	性別	生年月日	国籍	在留資格	在留期間	在留期限	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								

*該当の欄所に○印を付けてください。



①後日交付対象者リスト
※ご希望の受取方法(窓口・郵送)のリストに事前に記入し提出してください。

②旅券(原本)
③在留カード(写し)
→A4サイズに在留カード両面の写し

※②と③を申請人別にセットしリスト順に提出してください。

2 それ以外の提出物

申請人別にクリアファイル(A4サイズ)に入れ、リスト順にして提出してください。

(クリアファイル・A4サイズ)

④手数料納付書
別記第八千四百号様式(第六十一号関係)
Annex No. 84 (Related to Article 61)
日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

⑤申請受付票

⑥通知書(はがき)
通知書
あなたの申請()の結果をお知らせしますので、 から までに 2階 A 1 窓口(午前9時～午後4時) においでください。
【必要なもの】
① 旅券(又は旅券に代わる証明書)
② 在留カード(交付を受けている場合)
③ 収入印紙(当欄に捺印された収入印紙を貼ります。)
□ 4,000円 □ 8,000円 □ 1,200円

⑦在留カード

⑧旅券の写し(身分事項のページ)

⑨漢字氏名表記申出書等(あれば)

申請番号を必ず記載してください

収入印紙を貼り付けてください

記名をしてください
※記名が見えるようにセットしてください